

重点目標8の施策体系

(基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営)

重点目標8

市民の主体的な自治によるまちづくりを行います

目標像／【成果指標】

○住民の自主的な取組など、生き生きとした市民活動が行われています。

【地域で主体的に活動している市民の割合】

16.2% (平成17年度) → 25%

基本的方向

市民参加と協働の推進

市民と行政の的確な役割分担

取組項目

市政情報の積極的な発信

市民参加ツールの充実

男女共同参画の推進

各種施策への民間の積極的な導入

受益と負担の適正化

取組項目 8-1-1 市政情報の積極的な発信

概 要	
市民参加によるまちづくりを進めるため、わかりやすく読みやすい市民広報の提供など、市政情報の積極的な発信に努める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	市民参加推進事業（再掲） （市民生活部）	市政に対して、市民の参加を推進するため、市民が意見を述べたり、提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに、公文書の公開請求等の相談や受付など、両制度の適正な運用を行う。			→
	広報活動事業（再掲） （総合政策部）	行政サービスの情報などを市民に提供するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、冊子など各種広報媒体を通じて、より正確かつタイムリーに市民に伝えていく。			→
	市民広報発行事業（再掲） （総合政策部）	市政の現状や施策の内容、行政サービスなどの市政情報を市民に提供するため、市民広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布する。			→
	広報広聴戦略プラン推進事業（再掲） （総合政策部）	広報広聴戦略プラン3つの基本戦略（職員一人一人の意識改革、市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実、まちの魅力の再発見と発信強化）を実現するため、ホームページの充実をはじめ、広報広聴技術の向上や各種媒体を活用した情報発信など、広報広聴活動を行う。平成27年度は、ホームページの利便性・デザイン・アクセシビリティ向上のため、CMSを導入する。	●		→

取組項目 8-1-2 市民参加ツールの充実

概要	
市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、市民の様々なアイデアを施策に取り入れることができるよう、市民が市政に参加することができる機会を充実する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2%(平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	広聴活動事業 (総合政策部)	市民参加のまちづくりの推進及び市政への反映を目的として、市民等から広く意見・提言を求めるため、「市長への手紙(まちづくり電子提案箱を含む。)」などを実施する。			→
	まちづくり対話事業 (総合政策部)	市民参加のまちづくりの推進及び市政への反映を目的として、市政やまちづくりに対する意見・提言などについて、市長が直接市民の生の声を聴くため、「まちづくり対話集会」を実施する。			→
	市民アンケート調査事業 (総合政策部)	市政運営やまちづくりの基礎的な資料とするとともに総合計画の進捗状況を計る指標として活用するため、市政や市民生活に関する意識等についてアンケート調査を実施する。	○		○
	市民参加推進事業(再掲) (市民生活部)	市政に対して、市民の参加を推進するため、市民が意見を述べたり、提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに、公文書の公開請求等の相談や受付など、両制度の適正な運用を行う。			→
	市民活動交流センター管理事業(再掲) (市民生活部)	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等のセンター事業を実施する。			→
	協働のまちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→

取組項目 8-1-3 男女共同参画の推進

概要	
市民参加のまちづくりの理念を尊重し、市民が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標 4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標 8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	男女共同参画推進事業 (総合政策部)	男女共同参画社会を実現するため、あさひかわ男女共同参画基本計画に掲げる目標の達成に向け、庁内推進体制を活用しながら、啓発活動をはじめとする各種施策を推進する。			→
重点	女性活躍・ワークライフバランス推進事業 (総合政策部)	男女共同参画社会を実現するため、女性の活躍推進と仕事と家庭の調和の実現に向けた啓発事業を実施するとともに、人口減少対策に向けた、若年層の結婚観やワークライフバランス等に関する意識調査等を実施する。	●	→	○

取組項目 8-2-1 各種施策への民間の積極的な導入

概要	
市民と行政の的確な役割分担を進めるため、市民の主体性を尊重し、個人ではできないことを地域や団体が担い、地域や団体ではできないことを行政が担うという、補完性の原理に基づき、地域住民や企業、NPO等の活力を最大限に活用した各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民と行政の的確な役割分担

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	市民活動交流センター管理事業 (再掲) (市民生活部)	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等を図る事業を実施する。			→
	協働のまちづくり推進事業 (再掲) (市民生活部)	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→

取組項目 8-2-2 受益と負担の適正化

概要	
市民の主体性を尊重したまちづくりを進めるため、個人ではできないことを地域や団体が担い、地域や団体ではできないことを行政が担うという、補完性の原理に基づく視点と併せて、負担の公平性の確保、受益者負担の原則、原価主義の観点から、各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民と行政の的確な役割分担

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→